

滑川町介護保険利用者負担額支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する被保険者で、同法第27条に基づく要介護認定及び同法第32条に基づく要支援認定を受けた受給者（以下「受給者」という。）が同法第40条第1号から第4号、第9号及び第10号に規定する介護給付並びに同法第52条第1号から第4号に規定する予防給付（以下「介護サービス給付」という。）を受ける際に支払う利用者負担額の一部を支給することにより、受給者の経済的な負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 利用者負担額の一部の支給の対象となる受給者は、保険料率の適用が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号イ、ハ若しくはニ、第2号若しくは第3号に該当する者又は法第9条第1項第2号に該当し、世帯全員の住民税が非課税に該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第63条から第69条までに規定する保険給付の制限等を受けている者又は町税に滞納がある場合については、支給を行わないものとする。

(支給額)

第3条 利用者負担額に係る支給の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 政令第39条第1項第1号イ又はニに該当する者 利用者負担額の50%に相当する額

(2) 政令第39条第1項第1号ハ、第2号又は第3号に該当する者 利用者負担額の30%に相当する額

(3) 法第9条第1項第2号に該当し、世帯全員の住民税が非課税に該当する者 利用者負担額の30%に相当する額

2 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給を受ける者については、これらの規定を適用した後の利用者負担額に前項の規定を適用する。

3 前項に規定する高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費が支給される前に、第1項の規定による利用者負担額に係る支給の額が支払われた場合で、その支給の額について、前項の規定を適用した後の利用者負担額に係る支給の額と差額が生じるときは、その差額を返還させることができる。

4 前3項の場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請及び決定等)

第4条 利用者負担額に係る支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滑川町介護保険利用者負担額支給申請書（様式第1号）により、申請月分の介護サービス給付に係る領収書又はその写しを添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、支給を決定したときは、滑川町介護保険利用者負担額支給決定及び口座振込のお知らせ（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の申請に対し、支給しないことを決定したときは、滑川町介護保険利用者負担額不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(介護保険利用者負担額の返還)

第5条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により、介護保険利用者負担額に係る支給を受けたときは、既に支給した介護保険利用者負担額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。